令和6年7月22日以降 積算基準日の工事から適用 通達資料

5 建築工事等価格積算要領 (平成 19 年 9 月 28 日付け事調第 605 号農政部長通知)の一部改正

数 正	ロ 対 照 表 現 行	備考
1		<u> </u>
5 建築工事等価格積算要領	5 建築工事等価格積算要領	
第 1 目 的 【	第1 目 的	
【省略】	【省略】	
別紙	別紙 北海道建設部営繕工事共通費積算基準	
1 共通費の区分と内容	1 共通費の区分と内容	
【省略】	【省略】	
2 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定	2 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定	
【省略】	【省略】	
3 共通仮設費の算定	3 共通仮設費の算定	
【省略】	【省略】	
4 現場管理費の算定	4 現場管理費の算定	
 5 一般管理費等の算定 (1) 一般管理費等は、表一3の及び表-4の内容について、工事原価に対する比率(以下「一般管理費等率」という。)により算定する。 (2) 一般管理費等率は、別表-17から別表-19によるものとする。 なお、契約の保証を必要とする場合には、別表-20により契約保証費率を加算するものとする。 (3) 電気設備工事及び機械設備工事の発注において、外注工事が含まれる場合は、これらの工事に対応する経費を工事原価から低減する。 (4) 設計変更における一般管理費等については、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。 ただし、設計変更については、契約保証費にかかる補正を行わない。 	率」という。)により算定する。 (2) 一般管理費等率は、別表-17から別表-19によるものとする。 なお、契約の保証を必要とする場合には、別表-20により契約保証費率を加算するものとする。 (3) 電気設備工事及び機械設備工事の発注において、外注工事が含まれる場合は、これらの工事に対応する経費を工事原価から低減する。	

旧 対 照 表 TF. 備考 別表-1 共通仮設費率(新営建築工事) 別表-1 共通仮設費率 (新営建築工事) 直接工事費 1 千万円以下 1千万円を超える 共通仮設費率 $Kr = Exp (3.346 - 0.282 \times log_e P + 0.625 \times log_e T)$ (注 2) 5. 78× P^{-0.0313} 4.33% 上限 (注1) Kr: 共通仮設費率 (%) (注3) 共涌仮設費率 共通仮設費率算定式により算定された率 計算式、率の改正 P:直接工事費(千円) $4.34 \times P^{-0.0313}$ 下限 3.25% 算定式 Kr=7.56×P^{-0.1105}×T^{0.2389} T: 工期 (か月) ただし、Kr: 共通仮設費率 (%) (注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の費率である。 P:直接工事費(千円)とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う。 (注2) Exp()は、指数関数 e⁰を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 T : 工期(か月) 注1. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 (注3) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 別表-2 共通仮設費率(改修建築工事) 別表-2 共通仮設費率(改修建築工事) 直接工事費 5 百万円以下 5 百万円を超える 共通仮設費率 Kr = Exp (3.962 - 0.315×log_e P + 0.531×log_e T) (注2) $11.74 \times P^{-0.0774}$ 上限 6.07% (注1) Kr: 共通仮設費率(%)(注3) 共通仮設費率 共通仮設費率算定式により算定された率 6. 94× P^{-0. 0774} | 下限 | P:直接工事費(千円) 算定式 Kr=18.03×P-0.2027×T0.4017 計算式、率の改正 T: 工期 (か月) ただし、Kr:共通仮設費率(%) (注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の費率である。 P:直接工事費(千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う。 T : 工期(か月) (注2) Exp()は、指数関数 e⁰を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 注1. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 (注3) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 別表-3 共通仮設費率 (新営電気設備工事) 別表-3 共通仮設費率 (新営電気設備工事) 直接工事費 5 百万円以下 5 百万円を超える 共通仮設費率 $Kr = Exp (3.086 - 0.283 \times log_e P + 0.673 \times log_e T)$ (注2) $16.73 \times \overline{P^{-0.0992}}$ 上限 7. 19% 共诵仮設費率 共通仮設費率算定式により算定された率 (注1) Kr: 共通仮設費率 (%) (注3) 9.08×P^{-0.0992} 下限 P:直接工事費(千円) 算定式 K r = 22.89×P^{-0.2462}×T^{0.4100} 計算式、率の改正 T:工期(か月) ただし、Kr:共通仮設費率(%) P:直接工事費(千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う。

- (注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の費率である。
- (注2) Exp()は、指数関数 e^0 を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。
- (注3) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-4 共通仮設費率(改修電気設備工事)

共通仮設費率 $Kr = Exp (1.751 - 0.119 \times log_e P + 0.393 \times log_e T)$ (注2) (注1) Kr: 共通仮設費率(%)(注3)

P:直接工事費(千円)

T: 工期 (か月)

- (注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の費率である。
- (注2) Exp()は、指数関数 e⁰を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。
- (注3) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

T : 工期 (か月)

注1. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-4 共通仮設費率(改修電気設備工事)

直接工事	費	3 百万円以下	3 百万円を超える
	上限	5. 21%	8. 47 × P ^{-0.0608}
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	1.91%	3. 10× P ^{-0.0608}

算定式 K r = 10.15×P^{-0.2462}×T^{0.6929}

ただし、Kr:共通仮設費率(%)

P:直接工事費(千円)とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う。

T : 工期(か月)

注1. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

TF. 備考

別表-5 共通仮設費率 (新営機械設備工事)

共通仮設費率 Kr = Exp (2.173 - 0.178× $log_e P + 0.481 \times log_e T$) (注2)

(注1)

Kr: 共通仮設費率(%)(注3)

P:直接工事費(千円)

T:工期(か月)

- (注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の費率である。
- (注2) Exp()は、指数関数 e⁰を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。
- (注3) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-6 共通仮設費率(改修機械設備工事)

共通仮設費率 Kr = Exp (2.478 - 0.173× $log_e P$ + 0.383× $log_e T$) (注2)

(注1)

Kr: 共通仮設費率(%)(注3)

P:直接工事費(千円)

T: 工期 (か月)

- (注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の費率である。
- (注2) Exp()は、指数関数 e^0 を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。
- (注3) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-7 共通仮設費率(昇降機設備工事)

共通仮設費率 Kr=Exp (4.577 - 0.323×log_e P) (注2)

(注1)

Kr: 共通仮設費率(%)(注3)

P:直接工事費(千円)

- (注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の費率である。
- (注2) Exp()は、指数関数 e^0 を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。
- (注3) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-8 共通仮設費率(とりこわし工事)

工事区分	共通仮設費率	備考
レルテわして車	1.00%	一般工事に含ませて発注する場合
とりこわし工事	1.66%	単独発注する場合

別表-9 現場管理費率(新営建築工事)

現場管理費率 Jo=Exp (5.899 - 0.447×log_eN p + 0.831×log_eT) (注2)

(注1) Jo:現場管理費率(%)(注3)

Np:純工事費(千円)

T: 工期(か月)

- (注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の費率である。
- (注2) Exp()は、指数関数 e⁰を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。
- (注3) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-5 共通仮設費率 (新営機械設備工事)

直接工事	費	5 百万円以下	5 百万円を超える
	上限	5. 51%	12. 40 × P ^{-0.0952}
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	4. 86%	10. 94× P ^{-0.0952}

算定式 Kr=12.15×P^{-0.1186}×T^{0.0882}

ただし、Kr:共通仮設費率(%)

P:直接工事費(千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う。

T : 工期(か月)

注1. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-6 共通仮設費率(改修機械設備工事)

直接工事	費	3 百万円以下	3 百万円を超える
	上限	4. 96%	7. 02 × P ^{-0.0433}
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	1.73%	2. 44× P ^{-0. 0433}

算定式 Kr=12.21×P^{-0.2596}×T^{0.6874} ただし、Kr:共通仮設費率(%)

P:直接工事費(千円)とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う。

T : 工期 (か月)

注1. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-7 共通仮設費率(昇降機設備工事)

直接工事費	1千万円以下	1千万円を超え5億円以下	5 億円を超える
共通仮設費率	3.08%	共通仮設費率算定式により算定された率	2.07%

算定式 Kr=7.89×P^{-0.1021}

ただし、Kr:共通仮設費率(%)

P : 直接工事費 (千円)

注1. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-8 共通仮設費率(とりこわし工事)

工事区分	共通仮設費率	備考
とりこわし工事	1.00%	

別表-9 現場管理費率(新営建築工事)

純工事	費	1 千万円以下 1 千万円を超える	
	上限	20. 13%	75. 97 \times N p $^{-0.1442}$
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	10.01%	37. 76×N p ^{-0.1442}

算定式 Jo=151.08×Np^{-0.3396}×T^{0.5860}

ただし、Jo:現場管理費率(%)

Np:純工事費(千円)とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う。

T : 工期(か月)

注1. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

注 2. 入札公告等に示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及び現場雇用労

働者の墜落制止用器具費(フルハーネス型)の費用として、Ioに1.01を乗じる。

計算式、率の改正

計算式、率の改正

計算式、率の改正

計算式、率の改正

TF. 備考

別表-10 現場管理費率(改修建築工事)

現場管理費率

 $Jo=Exp~(7.709-0.538 \times log_e N p + 0,773 \times log_e T)$ (注2)

(注1)

Jo:現場管理費率(%)(注3)

Np:純工事費(千円)

T: 工期(か月)

- (注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の費率である。
- (注2) Exp()は、指数関数 e⁰を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。
- (注3) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-11 現場管理費率 (新営電気設備工事)

現場管理費率 | Jo=Exp (5.961 - 0.387×log_eN p + 0.629×log_eT) (注2)

(注1)

Jo:現場管理費率(%)(注3)

Np:純工事費(千円)

T: 工期 (か月)

- (注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の費率である。
- (注2) Exp()は、指数関数 e^0 を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。
- (注3) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-12 現場管理費率(改修電気設備工事)

現場管理費率 Jo=Exp (6.038 - 0.431×log_eN p + 0.736×log_eT) (注2)

(注1)

Jo:現場管理費率(%)(注3)

Np:純工事費(千円)

T:工期(か月)

- (注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の費率である。
- (注2) Exp()は、指数関数 e⁰を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。
- (注3) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-10 現場管理費率(改修建築工事)

純工事費 5 百万円以下		5 百万円以下	5 百万円を超える
	上限	26.86%	184. 58×N p ^{-0. 2263}
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	12.70%	87. 29×N p ^{-0. 2263}

算定式 Jo=356.20×Np^{-0.4085}×T^{0.5766}

ただし、 I o : 現場管理費率 (%)

Np:純工事費(千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う。

T : 工期(か月)

注1. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

注 2. 入札公告等に示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及び現場雇用労 働者の墜落制止用器具費(フルハーネス型)の費用として、Joに1.01を乗じる。

別表-11 現場管理費率 (新営電気設備工事)

純工事	費	5 百万円以下	5 百万円を超える
	上限	38.60%	263. 03×N p ^{-0. 2253}
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	22. 91%	156.07×N p ^{-0.2253}

算定式 Jo=351.48×Np^{-0.3528}×T^{0.3524}

ただし、Jo:現場管理費率(%)

Np:純工事費(千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う。

T : 工期 (か月)

注1. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

注 2. 入札公告等に示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及び現場雇用労

働者の墜落制止用器具費(フルハーネス型)の費用として、Joに1.01を乗じる。

別表-12 現場管理費率(改修電気設備工事)

純工事	費	3 百万円以下	3百万円を超える
	上限	50. 37%	530. 68×N p ^{-0. 2941}
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
	•	2 37 11 -2 1 1 2 1 1 1	

算定式 Jo=658.42×Np^{-0.4896}×T^{0.7247}

ただし、Jo:現場管理費率(%)

Np:純工事費(千円)とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う。

T : 工期(か月)

注1. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

注 2. 入札公告等に示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及び現場雇用労

働者の墜落制止用器具費(フルハーネス型)の費用として、Joに 1.01 を乗じる。

計算式、率の改正

計算式、率の改正

TF. 備考

別表-13 現場管理費率 (新営機械設備工事)

現場管理費率 $J_0=Exp$ (4. 723 - 0. 252× $log_eNp + 0.428 \times log_eT$) (注 2)

(注1)

Jo:現場管理費率(%)(注3)

Np:純工事費(千円)

T:工期(か月)

- (注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の費率である。
- (注2) Exp()は、指数関数 e⁰を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。
- (注3) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-14 現場管理費率(改修機械設備工事)

現場管理費率

 J_0 =Exp (6.221 - 0.461× log_e N p + 0.800× log_e T) (注2)

(注1)

Jo:現場管理費率(%)(注3)

Np:純工事費(千円)

T: 工期 (か月)

- (注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の費率である。
- (注2) Exp()は、指数関数 e⁰を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。
- (注3) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-15 現場管理費率(昇降機設備工事)

現場管理費率 Jo=Exp (7.438 - 0.448×log_eN p) (注2)

(注1)

Jo:現場管理費率(%)(注3)

Np:純工事費(千円)

T: 工期 (か月)

- (注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の費率である。
- (注2) Exp()は、指数関数 e^0 を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。
- (注3) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-16 現場管理費率(とりこわし工事、木製建具工事)

工事区分	現場管理費率	備考
とりこわし工事	2.00%	一般工事に含ませて発注する場合
とりこわし工事	3.93%	単独発注する場合
木製建具工事	4. 63%	分離発注の場合

注 1. 一般工事とは通常の建物本体工事のことである。

別表-17~20

【省略】

表-13 現場管理費率 (新営機械設備工事)

純工事費		5 百万円以下	5 百万円を超える	
	上限	31. 23%	165. 22×N p ^{-0.1956}	
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率		
	下限	17. 14%	90. 67×N p ^{-0. 1956}	

算定式 Jo=152.72×Np^{-0.3085}×T^{0.4222}

ただし、Jo:現場管理費率(%)

Np:純工事費(千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う。

T : 工期 (か月)

注1. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

注 2. 入札公告等に示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及び現場雇用労 働者の墜落制止用器具費(フルハーネス型)の費用として、Joに 1.01 を乗じる。

別表-14 現場管理費率(改修機械設備工事)

純工事費		3 百万円以下	3 百万円を超える
	上限	42. 07%	467. 95×N p ^{-0.3009}
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
Γ	下限	15. 25%	169. 65×N p ^{-0.3009}

算定式 Jo=825.85×Np^{-0.5122}×T^{0.6648}

ただし、Jo:現場管理費率(%)

Np:純工事費(千円)とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う。

T : 工期(か月)

|注1. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

注 2. 入札公告等に示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及び現場雇用労 働者の墜落制止用器具費(フルハーネス型)の費用として、Joに1.01を乗じる。

別表-15 現場管理費率(昇降機設備工事)

純工事費	1千万円以下	1 千万円を超え 5 億円以下	5 億円を超える
現場管理費率	3.98%	現場管理費率算定式により算定された率	2. 26%

算定式 Jo=15.10×Np^{-0.1449}

ただし、Jo:現場管理費率(%)

N p : 純工事費 (千円)

注1. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

|注2. 入札公告等に示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及び現場雇用労 働者の墜落制止用器具費(フルハーネス型)の費用として、Joに1.01を乗じる。

別表-16 現場管理費率 (とりこわし工事、木製建具工事)

工事区分	現場管理費率	備考
とりこわし工事	2.00%	
木製建具工事	4.63%	分離発注の場合

|注1. 入札公告等に示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及び現場雇用労 働者の墜落制止用器具費(フルハーネス型)の費用として1.01%を乗じ、とりこわし工事は2.02%、木製建具 工事は4.68%とする。

別表-17~20

【省略】

計算式、率の改正

計算式、率の改正

計算式、率の改正

新	ĺΗ	対	昭	表

	701					
•	改正	現 行	備考			